

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 5 の第11号

監 査 の 対 象：令和 4 年度監査委員監査 通学路等の安全対策に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和 6 年 3 月29日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	大阪市通学路安全プログラムにおける効果確認の適切な実施について改善を求めたもの 合同点検実施のスケジュール（モデル）では、年度ごとに合同点検会議を実施し、その年度の取り組みを総括するとされている。また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各区合同点検会議で、対策の効果を把握するとともに、推進会議に報告するとされているが、これらが実行されていなかった。 また、効果確認作業の結果を踏まえた対策内容の改善・充実が図られていなかった。 [指摘事項 1] 推進会議の事務局である教育委員会事務局は、速やかに推進会議を開催し、対策効果の検証作業の手法や、推進会議への報告様式と報告時期について検討し、決定すること。また、決定事項をプログラムに追記し、関係者（区役所、建設局、小学校など）に周知するとともに、関係者から適時報告される検証作業の状況を確認すること。	①令和 5 年 3 月13日に推進会議を開催し、対策効果の検証作業の手法、推進会議への報告様式と報告時期及びこれらの運用開始時期（令和 5 年 6 月とすること）などをまとめた方針案を決定した。同案について、令和 5 年 3 月27日及び令和 5 年 3 月29日に区長会議（部会）に諮り、承認を得た。 ②決定した方針のもと、具体的な取組内容について、令和 5 年 4 月12日に推進会議にて検討した。その検討内容をプログラムに反映し、改訂版プログラム案を推進会議で作成した。同案について、令和 5 年 4 月19日及び令和 5 年 4 月24日に区長会議（部会）に諮り、承認を得た。 ③改訂版プログラムを令和 5 年 5 月24日に関係者（区役所、建設局、小学校など）に周知した。 ④関係者から適時報告される検証作業の状況を、令和 6 年 2 月26日の推進会議において確認した。	措置済	令和 6 年 2 月26日
2（1）	通学路における安全対策の情報の公表については是正を求めたもの （1） 推進会議で策定されたプログラムにおいて「小学校区ごとの点検結果や対策内容については、対策箇所図や対策一覧表を作成し推進会議メンバーで共有する」としており、関係機関で情報共有されているが、大阪市ホームページ等による公表はされていなかった。 [指摘事項 2（1）] 教育委員会事務局は、地域住民等のより一層の協力を得られるように、推進会議において対策必要箇所等の公表方法を検討、決定し、プログラムに反映するとともに、速やかに対策箇所図及び対策一覧表を公表すること。	【2（1）】 ①令和 5 年 3 月13日に推進会議を開催し、対策必要箇所等の公表方法及び運用開始時期（令和 5 年 6 月とすること）などをまとめた方針案を決定した。同案について、令和 5 年 3 月27日及び令和 5 年 3 月29日に区長会議（部会）に諮り、承認を得た。 ②決定した方針のもと、具体的な取組内容について、令和 5 年 4 月12日に推進会議にて検討した。その検討内容をプログラムに反映し、改訂版プログラム案を推進会議で作成した。同案について、令和 5 年 4 月19日及び令和 5 年 4 月24日に区長会議（部会）に諮り、承認を得た。 ③改訂版プログラムに基づき、対策箇所図及び対策一覧表を公表した。令和 6 年度以降については、毎年 4 月に更新・公表を行う。	措置済	令和 5 年 6 月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)						
2（２）	通学路における安全対策の情報の公表については是正を求めたもの （２） 安全マップについて各小学校のホームページを確認したところ、次表のとおり、一部の小学校において公表されていなかった。 <table><tr><td>公表実施校</td><td>公表未実施校</td><td>合計</td></tr><tr><td>206校</td><td>78校</td><td>284校</td></tr></table> [指摘事項２（２）] 教育委員会事務局は、プログラムによって得た情報を活用して作成した安全マップの公表を完了させるとともに、通学路の周辺環境の変化や、安全対策の進捗に応じて、安全マップを適宜更新する仕組みを構築すること。	公表実施校	公表未実施校	合計	206校	78校	284校	【２（２）】 ①令和５年１月11日に各小学校及び義務教育学校に対して、安全マップの更新及び学校ホームページへの掲載について再通知した。 ②令和５年２月中に全ての小学校及び義務教育学校の学校ホームページにおいて、安全マップが公表済みであることを確認した。 ③４月11日に各小学校及び義務教育学校に対して、通学路の周辺環境の変化や、安全対策の進捗に応じて、安全マップを適宜更新することを通知し、４月28日時点で全校において更新の状況を確認した。 ④以降、毎年４月に各小学校及び義務教育学校に対して、通学路の周辺環境の変化や、安全対策の進捗に応じて、安全マップを適宜更新することを通知し、更新及び公表の状況を確認する。	措置済	令和５年４月28日
公表実施校	公表未実施校	合計								
206校	78校	284校								